

行政サービスに関する調査

事 例 表

目	次	頁
点状ブロック等		1
○ 案内設備等まで適切に設置されていないなど安全性に問題があるもの.....		2
○ 全く設置されていないもの.....		3
○ 障害物により一部途切れているもの.....		4
○ 色あせにより識別しにくいもの.....		6
車いす使用者用便所の非常呼出装置等		7
○ 非常呼出装置が設置されていないもの.....		7
○ 非常呼出装置が故障しているもの.....		8
○ 案内標示がないもの.....		
車いす使用者用駐車施設		9
○ 平らな場所に設置されていないもの.....		9
○ 玄関までの距離が長く車路を横切らなければならないもの.....		10
その他		11
○ 車いす利用者用駐車施設の路面表示が薄くなっているもの.....		11
○ 車いす使用者用便所の出入口に錠がないもの.....		11
○ 傾斜路の勾配が急であるもの.....		12
○ 庁舎内の居室の出入口の幅が狭いもの.....		13
○ 歩行者等の動線経路上にある排水溝等の蓋が破損等しているもの.....		14

点状ブロック等

利用円滑化基準では、点状ブロックを階段等の上端部に、線状ブロックを道等から案内設備までに敷設することとされている。

また、点状ブロックの形状は、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものとされている（第7条第1項）。

建築設計基準では、点状ブロックの形状は、原則として全面を黄色とし、周囲の床材との輝度比を十分に確保して容易に識別できるものとされている（3.6.5）。

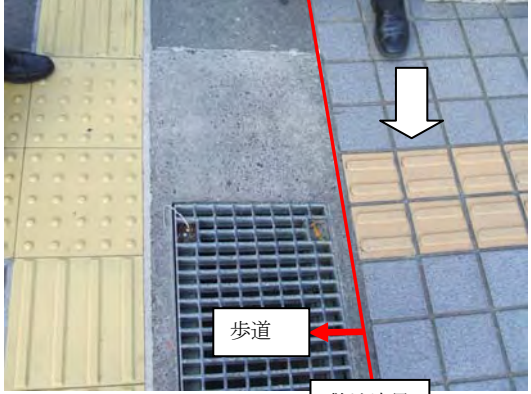

表 利用円滑化基準による点状ブロック、線状ブロックの敷設基準

敷設箇所	区分	敷設部分
廊下	点状ブロック	階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分（第7条第1項）
階段		段がある部分の上端に近接する踊場の部分（第8条第1項）
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（第9条第1項）
案内設備までの経路	線状ブロック	建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路（第7条第1項）

表 建築設計基準による点状ブロック等の敷設基準

敷設箇所	区分	敷設部分
構内通路等	点状ブロック及び線状ブロック	主要な歩行者用通路には、道路等からの出入口から庁舎の窓口、受付等までの経路
	点状ブロック	歩行者用通路の歩行者等が車路に近接する部分（3.1.2）
玄関ホール	点状ブロック及び線状ブロック	庁舎の主要な整理口から受付等まで(3.3.22)
階段	点状ブロック	階段の上端に近接する廊下等又は踊場の部分(3.3.23)
屋内傾斜路	点状ブロック	屋内傾斜路の上端に近接する部分(3.3.27)
玄関	点状ブロック及び線状ブロック	受付を設けない場合等は、玄関付近に呼出設備を設け、呼出設備まで敷設(3.3.21)

○ 案内設備等まで適切に設置されていないなど安全性に問題があるもの（2機関、3か所）

事例 番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写真
1	鹿児島財務事務所名瀬出張所（名瀬合同庁舎）	外部歩道に接する部分が点状ブロックとなっていない（線状ブロックとなっている。）。	 <p>歩道</p> <p>敷地境界</p>
2		正面玄関前スロープの上端に点状ブロックがない（連続した線状ブロックとなっている。）。	 <p>スロープ上端</p>
3	鹿児島地方法務局霧島支局（単独庁舎）	点字案内板を設置し、そこに至る点状ブロック及び線状ブロックを設置しているが、案内板と点状ブロックの間に障害物（掲示板）を設置している（調査後、改善済み）	 <p>案内板</p>

○ 全く設置されていないもの（4機関）

事例 番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写真
1	鹿児島社会保 険事務局 (単独庁舎)	庁舎敷地内及び庁舎内に線 状ブロック及び点状ブロッ クが敷設されていない。	
2	奄美大島社会 保険事務所 (単独庁舎)	同上	
3	鹿児島南社会 保険事務所 (単独庁舎)	同上	

4	鹿児島運輸支局（単独庁舎）	同上	
---	---------------	----	--

○ 障害物により一部途切れているもの（4機関、6か所）

事例番号	機関名（庁舎名）	事例の内容	写真
1	鹿児島地方法務局（単独庁舎）	<p>玄関ホールに点字による庁舎の案内板（矢印部分）が設置されているが、点状ブロック及び線状ブロックは玄関自動扉の外で途切れている。</p> <p>また、玄関脇（右側）に車いす使用者用のチャイムが設けられているものの、視覚障害者の利用は想定されておらず、上記ブロックは呼出し設備まで敷設されていない。</p>	
2	鹿児島地方法務局川内支局（川内地方合同庁舎）	<p>玄関の点状ブロック及び線状ブロックが、足拭きマットで覆われている（調査時後、改善済み）。</p>	

3	鹿児島財務事務所（鹿児島合同庁舎）	<p>玄関の呼出装置（写真左上部分）までの点状ブロック及び線状ブロックがない。一方で、職員が常駐している室までの点状ブロック及び線状ブロックがない（玄関ホールの階段上端まで設置されている）。</p> <p>いずれかの設置等により視覚障害者を誘導する必要がある。</p>	
4		<p>風除室部分の点状ブロック及び線状ブロックが、足拭きマットで覆われている。</p>	
5	鹿児島公共職業安定所（単独庁舎）	<p>玄関の呼出装置（写真左部分）までの線状ブロック及び点字ブロックがない。</p>	

6	鹿児島公共職業安定所（単独庁舎）	庁舎玄関内側に設置された点状ブロックが玄関マットで覆われている。	
---	------------------	----------------------------------	--


○ 色あせのため識別しにくいもの（1機関）

1	加治木社会保険事務所（単独庁舎）	敷地端部から玄関スロープまでの間の点状ブロック及び線状ブロックが、色あせのため識別しにくい。	
---	------------------	--	---

車いす使用者用便所の非常呼出装置等

建築設計基準では、主要階には、原則として、車いす使用者及びその他の多様な利用者の利用を考慮した多機能便所を各階に一箇所設けることとし、呼出ボタン（使用者が倒れた場合でも緊急通報ができる装置）等は、使いやすく、分かりやすい位置に配置することとされている（3.3.14）。

○ 非常呼出装置が設置されていないもの（1機関）

事例番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写 真
1	鹿児島社保局 奄美大島事務所（単独庁舎）	非常呼出装置が設置されていない	

○ 非常呼出装置が故障しているもの（1機関）

事例番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写 真
1	国分公共職業 安定所（単独庁舎）	呼出装置は1階事務室に音で知らせるしくみであるが、故障により作動しない。 国分安定所では、最近になってこの状況を把握しており（定期点検ではなく、たまたま判明）、現在、鹿児島労働局に対し改修の要求をしているところである。	

○ 案内標示がないもの（1機関）

事例 番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写 真
1	加治木社会保 険事務所 (単独庁舎)	<p>一般の便所の案内標示はあるが(上の写真)、車いす使用者用便所の案内はない。</p> <p>なお、車いす使用者用便所の入口には標示がある(下の写真)。</p>	

車いす使用者用駐車施設

利用円滑化基準では、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない（第12条）とされており、車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならないとされている。

- ① 幅は、350 cmとすること。
- ② 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- ③ 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

建築設計基準では、利用円滑化基準と同様の基準のほか、①平らな場所に設けること、②車いす使用者用駐車施設から庁舎の出入口までの通路は、利用者が安全に通行できるよう、車路と分離について考慮することとされている（3.1.4）。

○ 平らな場所に設置されていないもの（2機関）

事例番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写真
1	鹿児島地方法務局川内支局 (川内地方合同庁舎)	車いす使用者用駐車場が平らな場所に設けられていない。	
2	鹿児島南社会保険事務所 (単独庁舎)	同上	

○ 玄関までの距離が長く車路を通行しなければならないもの（2機関）

事例番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写 真
1	鹿児島財務事務所名瀬出張所（名瀬合同庁舎）	車いす使用者用駐車施設から利用居室までの距離が長く、車路を通行しなければならない。	
2	加治木社会保険事務所（単独庁舎）	<p>車いす利用者用駐車場が玄関近くに設置されておらず、玄関スロープまで車路を通行しなければならない（矢印）。</p> <p>玄関スロープから最も近い玄関脇のスペースは一般車用駐車場（軽自動車用）とされている。</p>	

その他

○ 車いす利用者用駐車施設の路面表示が薄くなっているもの（1機関）

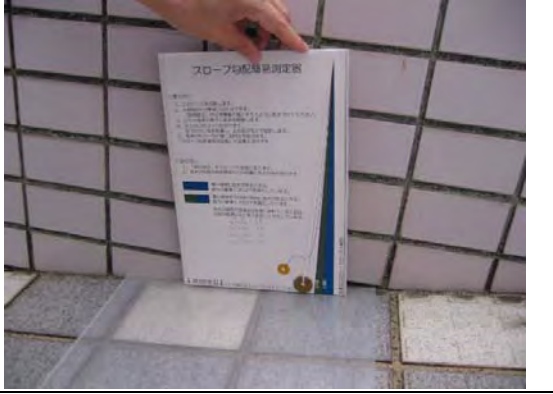


事例番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写 真
1	鹿児島労働基準監督署（単 独庁舎）	路面表示が薄くなっ ている。	

○ 車いす使用者用便所の出入口に錠がないもの（1機関）

事例番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写 真
1	奄美大島社会 保険事務所 (単独庁舎)	ドアに錠がない。	



○ 傾斜路の勾配が急であるもの（3機関）

利用円滑化基準では、利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、幅は、階段に代わるものにあつては120 cm以上（階段に併設するものにあつては90 cm以上）、勾配は12分の1以下（高さ16 cm以下の場合は8分の1以下）とすることとされている（第13条第2項）。また、利用円滑化経路を構成する傾斜路以外の傾斜の場合、勾配が12分の1を越える場合は手すりを設けることとされている（第9条）。

事例 番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写 真
1	鹿児島地方法務局川内支局 (川内地方合同庁舎)	玄関前の傾斜路の勾配が12分の1を超えており、利用円滑化基準を満たしていない。	
2	奄美大島社会保険事務所 (単独庁舎)	玄関スロープ（玄関に向かって左側に設置）が利用円滑化基準を満たしていない。 勾配：1/12を超過 手すり：なし	
3	鹿児島南社会保険事務所 (単独庁舎)	車いす使用者用駐車場に設けられている傾斜路の勾配が12分の1を超えており、利用円滑化基準を満たしていない。	

○ 庁舎内の居室の出入口の幅が狭いもの（2機関）

利用円滑化基準（利用円滑化経路に関する規定）において、利用居室の出入口幅は80 cm以上とされている（第13条第2項第2号）。

事例 番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写 真
1	鹿児島労働基 準監督署（単 独庁舎）	喫煙スペース出入口が 開き戸で幅が75 cm程度と なっている。	
2	鹿児島南社会 保険事務所 (単独庁舎)	車いす使用者用便所の 出入口の幅（矢印）が引き 戸で幅約75 cm程度となっ ている。	

○ 歩行者等の動線経路上にある排水溝等の蓋が破損等しているもの（1機関、2か所）

建築設計基準では、歩行者等の動線経路上にある排水溝等の蓋は、杖先、キャスター等が落ち込まない構造のものとし、濡れても滑りにくい材料で仕上げるとされている（3.1.6）。

事例番号	機関名 (庁舎名)	事例の内容	写 真
1	鹿児島財務事務所(鹿児島合同庁舎)	歩行者等の動線経路上である歩道と庁舎敷地の堺に側溝蓋があるが、格子状になっており杖の先が挟まるおそれがある。	
2		歩行者等の動線経路上に量水器（水道設備）蓋があるが、破損しており（左上が欠けている、踏むと浮き上がる）、つまずくおそれがある。	